

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

1 調査概要

- (1) 調査の目的 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図るため、市が発注する工事に従事する労働者の賃金等を調査し、労働者賃金等を把握することを目的とする。
- (2) 実施期間 令和7年9月1日から令和7年10月28日まで
- (3) 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する令和7年4月～令和7年8月のいずれかの月での支払賃金
- (4) 調査対象工事 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事で令和7年4月1日から令和7年8月31日までの間に1日以上施工期間が含まれるもの
- (5) 支払賃金等 調査対象工事の受注者（元請事業者）及びその受注者と下請契約する受注者（下請事業者）が支払う賃金
- (6) 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、調査票（旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領様式第1号）提出の協力を依頼し、提出された調査票のうち、直接従事した労働者を雇用した回答を集計。また、回答があった事業者から、任意で抽出した事業者に、提出された調査票の内容確認のため賃金台帳の提出及び労働者賃金の動向を確認する調査を実施。
- なお、調査票の労働賃金単価は、国が実施している公共事業労務費調査の算出方法に準じて算出。

(7) 集計件数

	事業者数	対象労働者数
元請事業者	47社	214人
下請事業者	69社	249人
合計	116社	463人

2 調査結果概要

- (1) 労働者の平均賃金は、対象労働者全体の加重平均で17,401円/日である。
- また、全ての職種において平均賃金が時給換算で1,397円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（令和6

年10月1日発効、北海道の地域別最低賃金、時間額1,010円)以上が確保されている。

時間外手当について、全労働者の平均月額が37,886円(全体の平均時間外労働時間は17.4時間/月)であり、対象労働者のうち64.1%の297人が時間外労働に従事している。時間外手当の平均額が最高の職種はダクト工で月額70,472円(職種全体の平均時間外労働時間39.3時間/月)であった。

※以下、「賃金」は日額(8時間)をいう。

(2) 最低賃金と最高賃金(別表1)

回答のあった25職種のうち、11職種で最高賃金は最低賃金の2倍以上となっている。

主な職種では、普通作業員が5.6倍、運転手(特殊)が3.9倍、電工が3.4倍、とび工が3.3倍、特殊作業員3倍となっている。

(3) 年齢、経験年数による賃金の関係

ア 年齢と賃金の関係(別表2)

平均賃金で比較すると10代から20代及び70代以上で賃金が低く、40代から50代で賃金が高い傾向が見られる。

イ 経験年数と賃金の関係(別表3)

平均賃金で比較すると、労働者が経験年数を重ねるにつれて高い賃金が支払われる傾向がある。

(4) 就業・賃金形態と賃金の関係

ア 就業形態別(別表4)

常雇と日雇で、比較できた3職種中、普通作業員及び交通誘導員Bの平均賃金は常雇が上回ったが、運転手(一般)は、日雇労働者への支払賃金が上回っている傾向が見受けられた。

イ 賃金形態別(別表5)

月給制と日給制で、比較できた10職種中、特殊作業員、軽作業員等の6職種で月給制平均賃金が日給制平均賃金を上回っており、普通作業員、とび工等の4職種で日給制平均賃金が月給制平均賃金を上回っていた。

(5) 元請、下請の賃金の関係(別表6)

元請と下請（2次以降を含む）で、比較できた8職種において、平均賃金で元請が下請を上回っていたのは軽作業員及び電工の2職種であった。特殊作業員、普通作業員、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役及び配管工の6職種は、下請の平均賃金に元請を上回るものがあった。

また、比較できた8職種において、平均賃金で元請と下請の差が一番大きかった職種は、電工で元請が下請を9,560円上回っていた。

（6）設計労務単価との関係（別表7）

今回調査した実態賃金の全体水準を計るため、公共工事設計労務単価（国が実施する公共事業労務費調査を基に定めたもの）と比較した。

今回調査した対象労働者全体の加重平均賃金は17,401円/日であり、北海道の公共工事設計労務単価が設定されている職種のうち、今回提出のあった25職種の設計労務単価の加重平均額23,847円/日の72.97%となっている。

また、25職種中、配管工92%、軽作業員90%、交通誘導員B89%、土木一般世話役87%等、12職種で平均賃金が公共工事設計労務単価の7割以上となっている。

（7）その他

ア 外国人労働者の状況（別表8）

外国人労働者は、普通作業員など4職種で従事していた。平均賃金はいずれの職種も対象労働者全体の平均賃金を下回っている。

イ 法定外労災保険の加入状況（別表9）

81%が法定外労災保険に加入済みという結果であった。

ウ 週休2日制取組状況

回答があった事業者のうち50%が4週8休以上実施済、44%が4週6休又は7休実施済、6%が4週5休以下の実施という結果であった。

（8）ロゴフォーム調査及び聞き取り調査

ア 対象事業者 調査票提出事業者（元請、下請の別なし）

イ 実施時期 令和7年11月1日から令和7年12月9日

ウ 調査事業者数 15社（うち聞き取り調査6社）

エ 調査内容 提出された調査票の内容確認（賃金台帳等との照合）及び労働者賃金等の動向

オ 調査結果 概ね調査票のとおりであった。また、労働者賃金等の動向についての調査結果は別紙1のとおり。

賃金を上げたと回答した事業者は12社あり、物価高騰、ベースアップ、定期昇給、最低賃金の上昇など、作業員の流出防止及び雇用確保等の理由が挙げられた。

また、賃金は昨年と同じと回答した事業者は3社あり、以前に大幅にアップしたため、今年度は賃金を上げなかったとの回答があった。

3 各年度の調査結果の推移

	労働賃金単価	前回比	設計労務単価との割合
令和元年度	13,717円	—	71.22%
令和2年度	14,059円	+2.5%	70.74%
令和3年度	13,682円	-2.7%	70.36%
令和4年度	14,341円	+4.8%	68.83%
令和5年度	—	—	—
令和6年度	—	—	—
令和7年度	17,401円	+21.3%	72.97%

※労働賃金単価は1日（8時間）当たりの額